

# 古文献に見る「金漆」について

増田 昌弘

## はじめに

東京芸術大学所蔵の国宝『延喜五年觀世音寺資財帳』三巻〔写①〕（以下、芸大『資財帳』と略記する寺の研究にはもちろん太宰府に関わる古代史の研究にとつても資財帳の原本としては唯一のもので、その点貴重な史料として普く知られている。<sup>2</sup>）。

この資財帳は延喜五年（九〇五）、永保三年（一〇八三）、寛治六年（一〇九二）、嘉保元年（一〇九四）のものがあつたことは知られており、このうちで延喜と嘉保の「資財帳」は現在残っている。この芸大本『資財帳』は延喜五年（九〇五）筑前国筑紫郡水城の官寺・觀世音寺（現福岡県太宰府市觀世寺）が朝廷に進めた寺院の所謂財産目録であつて、当初は全一巻があつたものが、十二世紀以降、東大寺へ移り、明治期に虫害、その他による破損の為のかか、上、中、下の三巻に分装されていた。恐らくはその折りに脱行したのであろうか。上巻の末部に当たる十九行（料紙一枚分）の欠落部分のある事が明らかにされている。<sup>4</sup><sup>10</sup>筆者はその脱行の文中に本稿でとりあげる「金漆」の文字が記載されている事実を確認している。<sup>16</sup><sup>17</sup>

この原本（国宝 東京芸術大学蔵）『資財帳』は既に『福岡県史資料（第四輯）』、『大日本佛教全書』、『大日本史料』に早くから知られ、『平安遺文<sup>13</sup>』、『大日本古文書<sup>14</sup>』、『太宰府天満宮史料<sup>15</sup>』等と共に収録されており、先人によるいくつかの報告例<sup>6</sup>がある。<sup>19</sup>しかしながら脱行分についての指摘は私の管見の限りでは高倉氏のこの論文の他には触れているものはない。<sup>4</sup>ところが近年この散佚部分について子細に調査された例を見て、改めて考えさせられ、これも一つの指針を探るきっかけになればと思つていている。

また一般に「觀世音寺資財帳」と称するものは先記の通り、東京芸術大学所蔵の延喜本『資財帳』の他に内閣文庫蔵の嘉保本『觀世音寺資財帳』の二つがあり、後者は嘉保元年（一〇九四）の頃に作成された。<sup>3</sup><sup>12</sup>今問題とする十九行脱行の指摘は、昭和五十五年（一九八〇）高倉論文によつてなされているが、そこには「金漆」についての言及は見受けられない。つまりその脱行文中の「金漆」については、これまで検討されていなかつたと言えよう。一方一早く『東大寺献物帳』、『国家珍宝帳』、他に「金漆」記載の事実を確認された報告例が数多くあるのも無視出来ない。（昭和九年発行の東洋美術特講・日本美術史（五）吉野富雄）<sup>28</sup>「金漆」は、「漆」という字が使われているため、一般の中には「漆」と同一視されていたようである。<sup>6</sup><sup>18</sup>実際にはその意味が正確に理解されておらず、何度かの先学者の研究にも拘らず、その後、結論に見えるような考え方を報告されている寺田氏の例もあるが、私としては十分な説得力を持つに至るとは考えにくく、今日までその実体がはつきりされているとは肯定し難い。更に「金漆」の読み方さえ「きんしつ、きんのうるし、ごんぜつ、こしあぶら、こんし

つ、こんせち、かねあぶら」などとさまざまの呼称<sup>5</sup>が提起されて一定していな  
い。<sup>19-2</sup>筆者はこの「金漆」の解明には尚一層の検討が必要と考え、更なる追求に  
関心をもつていて、「漆」と「金漆」との関連を探り、記載例文献を更に探索し、  
今後も追求してみたい。<sup>22-24</sup>

本稿ではその探索の一部一例を紹介し、今後の「金漆」の実体解明と共に漆  
及び金漆の使われかたの資に供し、問題提起<sup>7</sup>したいと考えて敢えて起稿した  
ものである。読者よりご叱咤、ご指導、ご意見を賜りたいと思う。

古文献に見る「金漆」の出典例は本邦文後部の注釈及び参考文献に掲載した。  
そこの付録にあるように天平六年（七三四）『正倉院文書（造仏所作物帳）』に  
初見され、『東大寺献物帳』・『国家珍宝帳』の中の三十六例のように八世紀の前  
半を中心に頻繁に見られる。かつて「資財帳」特集の特別展の際に、原本及  
び写本の「資財帳」が展観されたが、<sup>7</sup>「金漆」記載例のある「資財帳」の先記  
の二例の他に『西大寺資財流記帳』<sup>9</sup>の一例あるのみであって、この時「金漆」  
記載例の展示は行われなかつた。

## 二 『觀世音寺資財帳』の原本と写本

東京芸術大学収蔵『延喜五年觀世音寺資財帳』三巻の原本とその脱文及び補  
足を取り上げた高倉氏の論文から、現在の觀世音寺に「写本」のあることが判  
明したことからわかつたが、各章一行一行を子細に見てみると原本、写本互い  
に脱文があり、行前後の意味がつながらないことがあると指摘されている。（『平  
安遺文』に見る「脱行アラン」竹内理三編）果たして「原本」である資財帳  
の散佚の事実はその部分だけなのか。又吉野氏報文に見る資財帳「金漆」は「原  
本」「写本」いずれに拠つたものか興味深いものがある。

この「資財帳」の写本がどのようにして生まれたのか、そしてそのことによつ  
て何をもたらされたのか。先ず原本『資財帳』（現東京芸術大学蔵）は福岡県  
太宰府市のかつての觀世音寺にあつたものである。十二世紀の前半に奈良の東  
大寺へ移管され、十九世紀後半明治初期に公開の機会を得て出陳しようという

ことから劇的な展開がはじまるのである。

この『資財帳』の写本がどのような性質であるかを考える根拠は先ず現本『資  
財帳』がかつての福岡県太宰府市の觀世音寺にあつたものが二世紀の前半に  
奈良の東大寺へ移管されていたこと、明治八年（一八七五）一月、奈良県北  
葛城郡河合町にある広瀬神社の当時の大宮司であつた江藤正澄によつて原本か  
ら筆写された「写本」の存在の事実があげられる。<sup>4-17</sup>〔写真②〕明治の文化人と  
称された江藤正澄のこの「写本」が原本『資財帳』の散逸部分の発見の契機と  
なり、「金漆」への注目の機会を生じることとなつたことは誠に幸いなことと  
言えよう。

## 三 散佚部分と「金漆」について

芸大本『資財帳』の内容を現況と当初の状態を概略すると、先ず全体像から  
卷首の消失部「表一一」<sup>10</sup>にあるように高倉論文では料紙の枚数、行数、幅等の  
検討から恐らく四行ではないかという推定で行数を決定している。<sup>10</sup>卷首部分の  
佚失から現存の『資財帳』の状態は表一の下側のように全部で二六章である。  
先記の指摘された「写本」によれば脱行部分を考慮すると塔物章から七番目  
の仏物章の一〇行目に灌物章が入ることになる。従つて原本『資財帳』は計  
二七章、表一の上側と署名から成り立つてゐるということになる。最後の署名  
は講師、読師、三綱<sup>11</sup>などの觀世音寺の寺僧及び師以下の太宰府官人が連署して  
おり、全巻を通じて字面、及び料紙のツナギ面に方形朱印を捺されている。こ  
れによつてこの『資財帳』は正本であると結んでいる。

ここで本題から逸脱して恐縮であるが、散佚箇所であるが、一九行分の写本  
（写真③）からわかるように仏物章から続いている行数は法物章への連続では  
なく、灌物章が四行分入ることになる。写本は原本『資財帳』（芸大本）の巻  
子仕立てと相違して縦二七・五cm、横三九・六cmの紙を二つ折りにした綴れ本に  
なつており、一一四頁の一冊にまとめられている（写真②④）。従つて一二二  
行目からなると思われた仏物章は最後の一頁「錢貳百陸拾七文」はそれに属さ

ず、一九行の中の最初から一五行までが仏物章の一部になり、従つて散佚分を補足して、仏物章一二六行、灌物章四行ということになる。<sup>4</sup> 散佚部分の例について（行頭にある数字は筆者注）表一にあるように上巻末の仏物章の一部からはじまり、灌物章の四行を経て法物章へ続く。

〈上巻より続く〉

一行目 橫佩壱柄 黒作長一尺六寸三分

二行目 小刀壱拾四具

三行目 貳具 鞘柄並可

四行目 七具 鞘柄並木

五行目 伍具 革鞘

六行目 朱砂參斤伍両

七行目 胡粉壱拾両

八行目 舟壱斤貳両

琴貳面

一〇行目 壱面 納寺紫袋 大同四年小破 今校足折落

一一行目 五所比皮礼天有龍・折割緒二无

一二行目 壱面 金徵納両袋 故大貳小野朝臣施入 金抜弊二

一三行目 琵琶壱合 大同四年小破 今校大破

一四行目 韓櫃壱合 杉長四尺二寸 廣一尺一寸

一五行目 燈台貳具 廣各一尺五寸 高各五尺四寸 並金漆塗

〈中巻へ続く〉

一六行目 灌仏章

一七行目 調綿貳拾屯 貞觀八年無実十六年

一八行目 銅鎚壱口 径二尺七寸 深一尺三寸

一九行目 龍頭 壱面 金塗 今校長三寸

（観世音寺蔵写本「資財帳」より抜粋）

仏物章は殿堂、衣服牀帳等の仏受用の物仏衣幡蓋等仏菩薩に属し、或は仏菩薩の供養に用いられるもの（仏分もある）を内容とする章である。この章の後半の行にあたる部分（脱行分の一部）を再度あげてみる。

### 《金漆記載部分》一五行目

燈台貳具 廣各一尺五寸 高各五尺四寸 並金漆塗

弘仁十三年小破 貞觀三年無実八年見在

この「並金漆塗」に注目してほしいところである。この「金漆」の意味は一体どのように説明したらよろしいのだろうか。この部分について検討して見る

ことにしよう。ここで言う燈台は建造堂内のあかりと考えてよいと思う。燭台とは形は似ているが、上に油皿を置いて油火をともす台で、当時の室内照明具である。いわば日常使用される実用品で、これについては当時の状況を伝える資料等で理解出来ると思われる。後章にとりあげる「金漆」の解釈のように「金漆」の古文献記載は奈良時代前半に集中しており、果してそれが日本独自のものが、韓国、中国、その他からの伝来のものなのか、確認出来る資料に乏しい。確立していないだけに、太宰府に於ける歴史的、地理的な状況を考慮する必要があると思われる。先ず『延喜式』卷二十三 民部下 交易雜物の中では、

美濃國 繩二百疋。胡麻子四石。荏子十二石。鹿革三十帳。

油二石。白絹十二疋。樽二合。隔三年進金漆二斗。

讚岐國 白絹十疋。鹿革二十帳。苦二十五枚。菅園座四十枚

櫛子四合。鹿子皮十五帳。金漆一斗五升。

醤大豆四十二石。隔三年進醤大豆五石。大豆十八石

太宰府 金漆五缶。朱砂壹千両。茜二千斤。紫草五千六百斤

猪膏二石。雜油三十石。濱榔馬糞六十領。同蠟糞百二十領。

蘭帳笠百三十蓋。黒漆鞍十具。鉄鎧二十双。

の三件がある。原本（芸大本『資財帳』）の中に元來含まれていた「金漆」記載箇所の意味するところは散佚部分を含めたこの全一二〇四行の中のたつた一行（四文字）に過ぎないが、奈良地域を中心に多くの実例がみられるのに対して、九州の地太宰府觀世音寺から天下の三戒檀として寺容を誇った、そしてその面目を伝える貴重な史料であり、その存在の大きいことから、改めてこの実例に注目しているのである。

## 四 金漆の解釈

○神宝二十一

・前文略……漆四斗二合。金漆一升二合。……

『延喜式』卷一 神祇一 四時祭上 所取

○中男作物

・凡中男一人輪作物。……（略）……。金漆各一合五勺。……

・中男作物。紙。金漆。胡麻油。荏油。……

（一）「金漆」の呼び方の検討  
「金漆」の呼称はさまざま、定説がないのが実情である。そのため現在では漢字の「金漆」のまま、読み方はむしろ読者の自由裁量に委ねられていると言える。以下に管見にふれた誌の呼称から諸説のあることがわかる。また從来の辞書にある「金漆」の掲載されている呼び方を適、不適を別にして列挙する

「しあぶら、きんしつ、こんしつ、きんのうるし、  
いしあぶらのき、あぶらぎ、あぶら」、いもぎ

金には漢音「キン」、吳音「コン」、漆の漢音「シツ」、「セツ」、そして「ン」とあり、それに基づいて可能な読み方を列挙すると「金漆」は次のように呼ぶことが出来る。<sup>5</sup>

キンシツ、キンセツ、キンシチ、キンセチ、キンシ、コンシツ、  
コンセチ、コンシチ、コンセチ、コンシ、キンウルシ、  
コンウルシ、カネウルシ、キンアブラ、キンノウルシ、  
カネアブラ、コンアブラ。

「金漆」については「金」はまた「金泥を混ぜた漆」とか、「上質の漆」などとする説もあるが、それらは大別すれば、漆とする説、樹脂とする説、油類とする説に分かれる。それに触れる文献を列挙すると

○弘仁十一年（八一九）

・造征箭五十双鏃料。鐵五斤七両。金漆五撮。漆三勺。糸二分。

『弘仁式』主税 所収

（二）「琴漆」について

琴漆（キンシツ）という言葉がある。琴漆は「意味はいざれも不祥、金漆のアテ字で、精製したもののことか。」（日本古典文学全集『今昔物語集』小学館）のような用例があり『琴経<sup>30</sup>』で言う琴に塗布する漆の意味ではない。この言葉の使われている例に次の三例がある。

琴漆（フリガナなし）『今昔物語』六（日本古典全三六年）  
琴漆（コンシツ）『今昔物語集』五（日本古典文学大系一六）  
○風神祭二座 龍田社。七月准比。  
・繩二疋。糸四絹。……中略……鉄六斤十両。鞍二具。麻笥一合。  
加世比一枚。（已上三物並金塗）漆一升。金漆一升……（略）

○戒具料度  
・造征箭五十双鏃料。……金漆五撮。漆三勺。……

○賜蕃客例  
・大唐皇。…………。金漆四斗。

『延喜式』卷三十 大藏省 所取

他 数例あり。省略。〔注五〕

この用例によれば「金漆」と「漆」とは別々のものであることは明白である。漆か、或いは植物油または樹脂液とみることができよう。その場合「金漆」は单一の素材であるのか、種々の素材（複数素材）であるのか、複合材料であるのかという問題は残るわけです。現在では後述するように「コシアブラ」、「カクレミノ」、「タカノツメ」、又はそれらの混合されたもの等のように多くの実例が指摘されており、その動向が注目される。又「コシアブラ」、「カクレミノ」、「タカノツメ」等の樹木方言を取り上げて見ると実に数多くの方言があることがわかるだけ多くの人たちにとつても身近な存在であったわけである。<sup>5</sup>

琴漆（フリガナなし）『今昔物語』六（日本古典全三六年）  
琴漆（コンシツ）『今昔物語集』五（日本古典文学大系一六）

琴漆（こむじち）『今昔物語集』四（日本古典文学全集二四）

この琴漆三件はすでに吉野富雄<sup>28</sup>によつて指摘されているが現在のところ琴漆

の例は他に見当たらず、その用法がどこまで行われていたかは不明である。また琴漆に關係あると考へられる次の例がある。

「花山院の御車はきん（琴）の漆（うるし）などいふように塗らせ給り。……」  
（『栄花物語』（花山院・師宮賀茂祭御見物））

琴の漆は「金の漆。金漆樹（こしあぶらのき）の液の一種。いわゆる梨子地漆に塗つた」（原文のまま）と訳されている。「きん」に「琴」の字をあてたのは美しい語に見せるためのアテ字ではないかと思われる。或は「金」に後述するように特別の意味があるので意識的にそれを避けたのであろうか。これについては敢えて云えば「アテ字」として使用、特に深い意味はないと思われる。

### （III）「金漆」の解釈とその他の検討

『広辞苑』〔注二二〕の「奈良・平安時代に金属や革に塗られたと思われる油又は樹脂」の箇所では金属に塗る点をとりあげている。他方「金漆」を「きんのうるし」として、古典文学に見られる実例から、今日言うところの梨子地漆にのちに変わつたとする説がある。また『国語大辞典』の例では（一）金と漆。同一視出来ないとのたとえに言う。（二）植物漉し油、又は漉し油の樹脂液から精製した漆。一説に上質の透き漆と説明。以上の諸見解を一応平等にみて、簡単にそして大胆に整理して見ると次のようになる。

（一）「金漆」は樹木「コシアブラ」の樹脂液であるとする説（樹脂液の他）  
〈参考〉『本草綱目』李時珍撰 万曆六年（一五九六）

『繫飾録』坤集（一六一五）

『箋注倭名類聚抄』卷五 犬谷祓斎 文政十年（一八一七）

『工芸志料』黒川真頼著（昭和十年）

『中国医学大辞典』四卷（一九五八）

『平安時代国民工芸の研究』渡辺素舟著 昭和一八年（一九四三）

『漆工—その伝統美の系譜』渡辺素舟著 昭和五十四年（一九七九）

（二）「金漆」は「漆」、良質の「漆」であるとする説。<sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup>

〈参考〉『日本美術史五』「日本漆工史」（三）吉野富雄著（昭和九年）「ウルシ

とは其木汁の物をぬりて、光沢なるを言えしと見たり。コシアブラは其淳なる者にして、荏油の類を漉し去るの謂と見えたり。コシアブラは

荏油の類を漉し去るの謂と見えたり。コシアブラは

〈参考〉『東雅』新井白石著 享保二年成立 二十卷（一七一七）

（三）「金漆」は「植物油」「動物油」とする説（コシアブラ＝漉し油）とい

う意味から漆ではなく油の一種である。

〈参考〉『倭名類聚抄』源順編 承平年間（九三一）

『日本産物志』（美濃部）伊藤圭介著（明示五年序）

『樹木和名考』白井光太郎著（昭和八年）

『牧野新日本植物図鑑』牧野富太郎著（昭和三十六年）

『植物和名語源新考』深津 正著（昭和五十一年）

（四）「金漆」は樹木「カクレミノ」樹脂液と同じであるとする説。所謂韓国でいうところの「黄漆」<sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>31</sup>

〈参考〉樹木コシアブラは五加属 Acanthopanax の中の一つ、「コシアブラ」は Acanthopanax siadophyloides Franch et Sav. は落葉喬木で、北海道、本州、四国、九州の山地に多く、南九州には少ない。

かくれみの属 Dendropanax の中に「カクレミノ」 Dendropanax trifidus Makino は常緑喬木は本州（関東南部以西）、四国、九州産、中井猛之進博士によれば朝鮮には自生なく、琉球のものはチヨウセンカクレミノであるという。朝鮮（チヨウセンカクレミノ）では、發芽前に幹の下部を傷つけ汁液をとり、漆の代用とするので、黄漆木といふ。（『樹木大図説』上原敬二著）これを「黄漆—オウシツ」と呼ぶ。

チヨウセンカクレミノ Dendropanax morbiferum Leb. (Gilbertia morbifera Nakai) はもちらん常緑喬木で、朝鮮特産、濟州島その他の島に分布している。樹皮に黄色漆様の汁液ありと記されているが、中井猛之進著『朝鮮森林植物』（十卷）では「朝鮮産五加科植物、（一）有用植物として、（1）薬用、（2）食用、（3）工業用」とし、工業用としての「黄色の漆」について詳しく記述されている。それと前後して、昭和三年

及び十二年に報告された安田邦謙著『朝鮮總督府中央試験所報告』二

件が「黃漆（おうしつ）」の採取方法、薬効成分の報告等もなされている。これらが所謂「黃漆」の存在を明確にした最初のものであろうか。しかし、「黃漆」という用語の使われ方に違和感を覚えるのである。日本では黄色の彩漆（いろうるし）を黃漆（きうるし）と称することは当然のことと承知されているのである。「黃漆」を「おうしつ」とする事は日本ではない。私見であるが、カクレミノ樹脂液は「黃漆」（きうるし）と称するのは間違いである。辞典の中にはこうした間違いに気づかない業者、編集者には参考を促したい。

『いわゆる金漆と黃漆およびその原料植物について』

松井悦造『古文化財の科学』第22号所収

『古代塗料・金漆（コシアブラの樹脂液）』

寺田晃・東有信『古文化財の科学』第25号所収

『金漆塗類似物質合成第IX報』

寺田晃『古文化財の科学』第26号所収

『朝鮮漆の一特徴に関して』

李宗硯『日本漆工10』第36号掲載

（五）「金漆」はあらゆる天然樹脂液類からとれる黄色透明な塗料となるもの。

尚この五例の詳細は『漆工史』第五号<sup>5</sup>の拙文参照。

〈参考〉『倭名類聚鈔』の「台州有金漆樹」について

寺田晃『科学史研究』第二期第21巻（第一四二号）所収

以上のように各説の例を掲出したが、日本において、「金漆」の存在についての記述した記録は太宰府関係資料以降、遺憾ながら見あたらず、江戸までの長い空白がある。我が国での最初の図鑑として知られる中村惕齊『訓蒙図彙』（一六六六）から、岩崎常正（灌園）『本草図譜』、飯沼慾齊『草木図説』のような優れた植物図鑑にはとりあげておらず、

伊藤圭介『日本物産志』、白井光太郎『樹木和名抄』を経て、牧野富太郎の『植物図鑑』まで待たねばならなかつた。先記先学の方々の提示にもかかわらず、今後に残された大きな課題として浮き彫りにされる。

## 五 提案（むすび）にかえて

「金漆」と「コシアブラ」の関係を結び付ける唯一の手がかりは『倭名類聚鈔』にあると推測されるが、今のところ明確に出来る材料がそれ以上得られないのでキメテを欠く。従つて或る前提（例えば『倭名類聚鈔』の徹底考察－弁色立成、楊氏漢語抄、和名本草、日本紀私記等）を基に、その周辺から「金漆」を探る道しかないのだろうか。古文献記載「付録参考史料」の多いところから「金漆」の実体を探るのが常道であるが、敢えて本稿は太宰府という地理的な面から、これに固執してこの稿を試みた。原本『資財帳』のもつてゐる今後の在り方は単に古代研究のみならず仏教史、経済史、建築史上活用され、検討が加えられると思う。殊にこの『資財帳』の全体の約四分一を占める伎楽章<sup>33</sup>、そしてそれについて通三宝物章、仏物章が大きな特色となつてゐるもののが次いでおり、興味深いものがある。この『資財帳』を東京美術学校購入の際、当時の美術学校長正木直彦の眼識と教材に対する着眼点と英断は正にこれにあつたと思われる。誠に欣快な事である。

さてこの論点についてのまとめとして「金漆」はやはり「コシアブラ」にあるとの認識の上で解説の糸口を樹木「コシアブラ」を中心にして追求、その関連する樹木からの採取方法の確立と塗布実験をおこなつたものである。そして植物類の乾性油から、当時の塗布材料（ビヒクル）としての伝世品、最近再検討の一つとして浮かび上がつてゐる密陀絵、密陀彩絵、密陀僧、密陀油との関わりも見直してみる必要を感じ、「金漆」解説への一つの道標として捉えていきたい。この『資財帳』自身の持つ意味とその記録されたものが何を物語つてゐるのか。一部で「金漆」の解釈が俗に言うところの「一人歩き」をしている捉え方があり、单なる杞憂でなければ思うのは私ひとりであろうか。一握りの砂でも、有効な方法が考えられれば、先ず実証していきたいという心構えである。

## 注釈および参考文献

『正倉院文書』の「造仏所作物帳」（七三四）

『但馬国正税帳』（七三七）

『東大寺献物帳』「國家珍宝帳」（七五六）

『続日本紀』（七七八）

『令義解』「賦役令」（八三三）

『延喜式』「神祇一」（四時祭上）、  
「神祇四」（伊勢大神宮）、「民部下」

「主計上」「主税上」「大藏省」

「兵庫寮」（九〇五）

『西大寺資財流記帳』（七八一）

『延喜五年觀世音寺資財帳』（九〇五）

『東大寺要錄』「太上法皇御受戒記円融院」（九八五）

『太宰府天満宮史料』（一〇八八一一一一）のもの「後二条師通記」

「中右記」の例

『太宰府管内志』「朝野群載三巻対馬貢銀記」

『通典』「卷六 食貨六」（八〇一）

『唐書』「志 第四十一 地理志 第三十一」

『後漢書』「志 第三十 興服下」（一〇一二）

『宋史』「地理史」（一三四五）

『元史』「礼樂白」（一三七〇）

『特別陳列 資財帳』奈良国立博物館昭和五三年（一九七八）

『延喜五年觀世音寺資財帳』の脱落断簡 森 哲也 平成一〇年（一九九八）

『觀世音寺文書の基礎的考察』九州史学 一二七号

『西大寺資財流記帳』（西大寺本）

『仏教藝術』第六二号 岩本次郎一四一一七三

『高倉洋彰『延喜五年觀世音寺資財帳』小考』にある原本『資財

帳』各紙の構成、その表を参照。これは空欄、余白も数の中に入

れ、算定したもので筆者注。現在の原本『資財帳』は料紙五五

1 原本の『資財帳』がどのような理由で東大寺から離れ、当時の子爵田中光顕（号青山）の所蔵となつたか、その経緯は不明だが、その

後市場美術店へ回り、大正二年東京美術学校（正木直彦校長）で購入したものであることが『筑紫史談』二によつて知ることが出来る。尚この東京芸術大学所蔵『資財帳』は旧国宝（昭和六年）、重要文化財（昭和二十五年）の指定を経て、昭和二八年三月三日に現国宝に指定された。『回顧七十年』（正木尚彦著）にはその経緯の一部が収録されている。<sup>34</sup>

2 『福岡縣史料』第四輯「古代編年史料」昭和一〇年

『大日本佛教全書』「寺誌部 五一八七」一三一一六七頁

『大日本史料』東京大学史料編算所 五八九一六六六頁

『平安遺文』第一卷一九四号

『大日本古文書』五八九一六六六頁

『太宰府天満宮史料』四〇〇一四八四頁

『太宰府天満宮史料』四〇〇一四八四頁

『觀世音寺資財帳』内題に「嘉保 年宝藏日記」とある。資財の全部を挙げたものでなく、嘉保年間の觀世音寺宝藏に納められたものであつて、厳密な意味で言えばこれを「資財帳」よぶことが出来るか（嘉保元年〔一〇九四〕）

3 『高倉洋彰『延喜五年觀世音寺資財帳』小考』—觀世音寺藏写本に表れた資財帳原本の脱文とその補足』（『鏡山猛先生古希記念古文化財論攻』昭和五五年）

4 増田昌弘『「金漆」と「コシニアブラ』』『漆工史』第五号漆工史学会（昭和五七年）

5 『こしあぶら』・『ゴンゼツ』等以下省略（一五五例）

6 『カクレミノ』・『アブラコ』等以下省略（八四例）

7 倉田悟著『日本主要樹木名方言集』所収

8 『日本植物方言集成』八坂書房所収

枚、一一八一行で構成されている。

三綱：律令制に定められた寺官、所司ともいう。上座（僧正）寺主（管繕主任）、都維那（庶務人事主任）の三僧職の總称。

竹内理三「觀世音寺資財帳と觀世音寺伽藍」『仏教芸術』七四一

七八 昭和四五年

『東大寺觀世音寺文書目録』、『平安遺文』二九三三号

『平安遺文』補二九九号

『平安遺文』二七八三号

明治四二年（一九〇九）一〇月二〇日に再筆写したもの（本人写本の奥書に記載）

筑紫 豊編著『秋月が生んだ明治の文化人 江藤正澄の面影』財團法人秋月郷土館刊、昭和四四年（一九六九）

金漆の呼称、『大言海』によれば「こん志つ、金漆（支那金州産ノ漆、性佳ナレバ称シタルニ本草綱目ニ「以金州産者為佳、故世称金漆」トアリ、阿膠（アケウ）、川弓（センキユウ）ノ例リ、古しあぶらトハ、漉油ニテ精製、純粹ナル意力、漆ノ液ハ油ノ如シ、きんのうる志ト言ウハ、金漆（コンシツ）ノ文字読ミナリ、龍馬（リュウメ）ヲたつのうまと言ウガ如シ」漆ノ精製シタルモノナルベシ。コシアブラ、キンノウルシ……」

19—1

1 和名類聚抄 源順編 承平年間（九三一）  
2 『日本產物志（美濃部）』伊藤圭介 明治五年序（一八七二）  
3 『樹木和名考』『樹木和名考』白井光太郎 明示八年（一九三三）  
4 『牧野新日本植物図鑑』牧野富太郎 昭和三六年（一九六一）  
5 『植物隨筆集』牧野富太郎 昭和一〇年（一九三五）  
6 『植物和名語源新考』深津正 昭和五一年（一九七六）  
7 『古代技術』小林行雄 昭和三七年（一九六二）  
8 『本草綱目』李時珍撰 万曆六年（一五六九）  
9 『髹飾錄』乾坤集 黄成大成著（揚明清仲注）（一六一五）

『箋注倭名類從抄』卷五狩谷液齋 文政一〇年（一八二七）

『工芸志料』改訂 黒川真頼前田泰次校注 昭和一〇年（一九三五）

『中国医学大事典』四卷（一九五七）

『平安時代国民工芸の研究』渡辺素舟 昭和一八年（一九四三）

『中国医学大辞典』四卷（一九五七）

『漆工—その伝統美の系譜』渡辺素舟 昭和五四年（一九七九）

『平安時代国民工芸の研究』

『日本美術史五』「日本漆工史」（三）吉野富雄昭和九年（一九三四）

『東雅』新井白石 享保二年 二〇巻（一七一七）巻一六 樹竹

『図説草木名彙辞典』木村陽一郎監修柏書房（一九九一年十一月）

『図説花と樹の大事典』木村陽一郎監修（一九九六年二月）

19—2

『新訂増補国史大系』

『続日本紀』卷三十四 宝龜八年（七七八）

『弘仁式』主悦 弘仁十一年（八一九）

『延喜式』

『工芸志料』黒川真頼著

『漆工—その伝統美の系譜』渡辺素舟

『正倉院の謎』

『日本工芸（漆工史雑感）』

『史料に見る日本の歩み（古代編）』

『正倉院の匠たち』青山 茂

『日本漆工史私稿』吉野富雄

『木の名の由来』

『大言海』大槻文彦編

『日本の金漆』寺田 晃

増田昌弘

『金漆を訪ねて』

(その二)『漆文化』第三二号 昭和五七年（一九八二）

(その二)『漆文化』第三二号 昭和五七年（一九八二）

(その三)『漆文化』第三五号 昭和五八年（一九八二）

(その四)『漆文化』第三八号 昭和五八年（一九八三）

(その五)『漆文化』第四一号 昭和六〇年（一九八五）

(その六)『漆文化』第四三号 昭和六一年（一九八六）

『言泉』改修昭和四年 初版大正一〇年落合直文編 芳賀矢一改修

『大日本国語辞典』四冊初大正四年索引一冊 昭和三年上田万年、

松井簡治編

『大言海』富山房 昭和七一七年刊行 大槻文彦編

『広辞苑』昭和三〇年 新村 出編

『広辞林』大正一四年 金沢庄三郎編

『日本国語大辞典』全二〇巻 昭和五一年

『国語大辞典』全一巻 昭和五六年

『大辞林』昭和六三年（一九八八）松村 明編

『辞海』昭和二七年

『大漢和辞典』昭和三二年諸橋轍次

『大辞典』初版昭和二一年、増補昭和二九年

『辞苑』昭和一〇年

『海風藻』所収

『緒素杳然別。金漆諒難問。 納衣蔽寒体。 緞鉢足飢嚙。』

『緒（し）と素（そ）とは杳然（えうぜん）にして別れ、金（きん）

と漆（しつ）とは諒（まこと）に同じくすることを難し。納衣寒体を蔽い、緞鉢飢嚙に足らふ』

【意訳】僧侶と俗人とははるかに（判然と）各自の道がわかれ金と漆とはほんとに同一視することは出来ない。納衣：以下省略。

『MUSEUM』第三六七号 松島順正「金漆と密陀絵」昭和五六

年  
『原色日本林業樹木図鑑』第一巻 昭和三九年

『日本樹木名方言集』大正五年

『樹種名方言集』昭和七年

『三陸植物集』昭和一〇年

『四国の植物分布とその生態』昭和四八年

『樹木と方言』昭和三七年

『続樹木と方言』昭和四二年

『森林家携帶』初版明治三七年、大改訂新昭和五〇年

『林業百科辞典』丸善「コシアブラ」の項

『植物系統分類の基礎』昭和四九年（一九七四）井上浩

『樹木大図説』昭和三六年 上原敬二著

『本草綱目』木部第三五巻「漆」の項に「金漆」「黃漆」の記載がある。

同書木部第三六巻に「五加」の項あり、これは「漆」とは別に記されている。  
中井猛之進理学博士の略歴は『植物学雑誌五七一六七五』を参考。昭和一八年『朝鮮森林植物編』一一二二（大正昭和一八年）一九一五一九三六、一九一五一一九三六、『大日本樹木分類学』大正一二年（一九二三）他。

ウコギ科（五加科）カクレミノの樹幹から採集する黄色の汁液で漆の代用として昔から供せらる代用として昔から供せられたもの。主として濟州島その他の島に分布している朝鮮特産のものである。樹皮に黄色漆様の汁液ありと記されている。

- ・伊藤圭介（一八〇三一九〇一）幕末、明治の植物学者。シーボルトに師事し、『泰西本草名疎』を著し、リンネの植物分類法を紹介する。『日本產物志』の編纂に従事。『救荒植物便覽』、『日本植物図説』等。日本初の理学博士白井光太郎（一八六三一九三二）植物学者。福井の人。日本における植物病理学の開祖。『植物病理学』、『日本園芸史』、『小石川植物草木録』、『樹木和名抄』樹木六〇〇余種について、別名・集解・釈名などをとりいれた書。

- ・吉野富雄（一八八五—一九六二）『日本美術史五』日本漆工史三、『日本漆工史稿』、『日本漆工』
- ・張間喜一（一九〇〇—一九八一（昭和五六六年））『日本漆工』（）レとニレあぶら）
- ・坂部幸太郎（一九〇〇—一九七六）『漆事伝』（一九七一）、『日本漆工』（コシアブラ、ゴンゼツ、タカノツメ、ヲトコゴンゼツ、オナンガンゼツ）
- ・李宗碩（一九三三—一九九一）「朝鮮漆の一特徴について」、『考古美術』、『韓國古代漆器研究』、『木漆工芸』（中央日報社）、『韓國の木工芸』、美術選書四一・四二（一九八六）
- ・松井悦造（一八九七—一九九〇）『漆化学』（一九六三）、『古文化財科学』
- ・寺田 晃（一九二六—一〇〇五）大阪府出身、『古文化財科学』、『科學史研究』、『文化財修復學會』、『梅光女子學院紀要』、『梅光女子學院地域文化研究会』Akira Terada, Yasuhiro Tamoue, Seiji Shimamoto Photopolymerizable golden-varnish in the ancient East-Asian countries, and KOSHIBURA of Japan(Progress in Organic Coatings 3/(1997)81-86
- 『あかり』国指定重要有形民俗文化財 灯火具資料図録  
(財) 日本のあかり博物館 (一九九七年)
- 『琴經』一四卷 明の帳大命撰 沈音・吳彥錫・王懋道校 萬曆三十七年 (一六〇九) 内閣文庫 (江三〇六、一九八号)
- 漆칠궁[漆]을漆을黃漆황칠權相五 (Kwon, Sang-Oh) Dean of Student Affairs Silla University)
- 『植物隨筆集』牧野富太郎(いんぜつ)ノ意味 (一八三頁) 東京誠文堂 発行 (昭和十年三月)
- 「伎楽章」について
- 【参考】「伎楽」は呉樂 (くれがく) とも云い、中国の散樂が百濟を経由して日本に入ったものらしく推古天皇一〇〇年 (六一二) 「百濟の

- 人味摩之 (みまし) によつて日本に伝えられたといわれている。腰鼓 (ようこ)、笛、鉦盤、銅びょうし、などの合奏にあわせて行う仮面舞踏劇ともいいうべきもので平安時代頃までは社寺で盛んに行われたがその後滅びてしまい、現在では面のみが、正倉院、東大寺、法隆寺などに残っている。寺院の資財帳や銘文により、治道 (ちどり)、獅子 (しし)、獅子子 (しこ)、吳公 (ごうこう)、金剛、伽樓羅 (かるら)、崑崙 (くろん)、吳女、力士、波羅門、太弧父、太孤兒、醉胡王、醉胡徒など、ほとんどの面の名称を知ることが出来る。(新潮世界美術事典。)
- 正木直彦 (一八六二—一九四〇)  
明治三十四年東京美術学校長就任 昭和七年に退官  
『回顧七十年』正木直彦著 昭和十二年 学校美術協会出版部
- ・表一 現在の資財帳 (原本) と觀世音寺蔵の資財帳 (写本) 「表一 (章名の上の数字 筆者注)」
- ・参考 表一  
延喜五年觀世音寺  
(高倉論文より抜萃)  
資財帳 原本の構成 (料紙)
- 写真①『延喜五年觀世音寺資財帳 (上、中、下)』(国宝) 東京芸術大学所蔵  
②觀世音寺資財帳 (江藤正澄写本) の表紙 福岡太宰府市觀世音寺所蔵
- ③欠落部分の例 (一部)  
④觀世音寺資財帳 (写本の外装表紙)  
⑤写本 (江藤正澄写し) 明治四十二年十月  
⑥コシアブラ (精製)  
⑦採取したコシアブラ樹脂  
⑧カクレミノ (精製)  
⑨塗布したコシアブラ残滓 (拡大)

- ⑩採取したカクレミノ樹脂
- ⑪滲出の例（コシアブラ）
- ⑫滲出の例（カクレミノ）
- ⑬試験板に塗布したもの（右、コシアブラ、左、カクレミノ）

37

付録参考史料一覧

執筆者

増田 昌弘 芸術学部 美術科 非常勤講師  
MASUDA Masahiro School of Art/Department of Fine Arts/Part-time Lecturer

表一

当初の『資財帳』										現『資財帳』の状況									
全卷					上卷					下卷					中卷				
七	六	五	四	三	二	一	一	二	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇
賤口章	山章	蘭園地章	水田章	庄所章	大衆物章	技楽章	通物章	温室物章	常住僧物章	布薩物章	塔物章	聖僧物章	通三寶物章	觀世音菩薩物章	法物章	灌物章	仏物章	僧客房章	(章名不詳)
賤口章	山章	蘭園地章	水田章	庄所章	大衆物章	舗設章	用器章	技楽章	通物章	温室物章	常住僧物章	布薩物章	塔物章	聖僧物章	通三寶物章	觀世音菩薩物章	法物章	灌物章	(章名不詳)
六	五	四	三	二	一	一	二	三	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一
賤口章	山章	蘭園地章	水田章	庄所章	大衆物章	技楽章	用器章	舗設章	庄所章	蘭園地章	水田章	庄所章	大衆物章	技楽章	用器章	舗設章	庄所章	蘭園地章	水田章

## 参考 表二

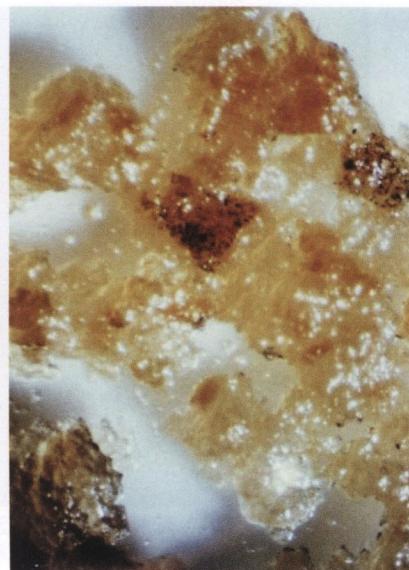
## 延喜五年觀世音寺資財帳 原本の構成（料紙）

枚目	行数	章名	当初枚目
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	通署名／記載部一八行、	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	賤口章、園圃地章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	庄所章、水田章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	大衆物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	用器章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	伎樂章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	通物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	常住僧	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	布薩物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	塔物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	溫室物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	聖僧物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	通三寶物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	法物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	灌物章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	法經章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	用器章、仏殿章	三二一〇九八七六五四三二一
五五四五四五四五四五四一〇九八七六五四三二一	一一一	通物章不詳（後から判断して一二三行）	三二一〇九八七六五四三二一

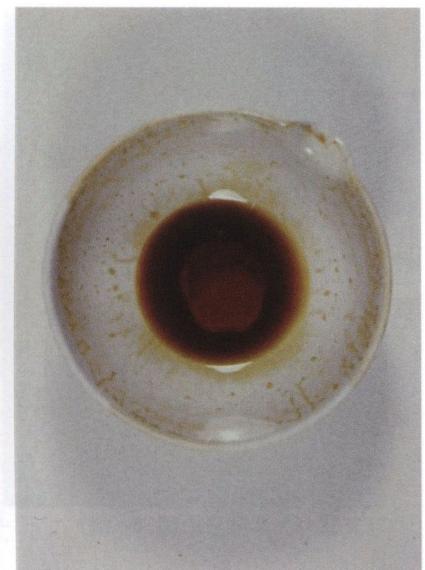
(高倉洋彰『延喜五年觀世音寺資財帳』小考より抜萃)



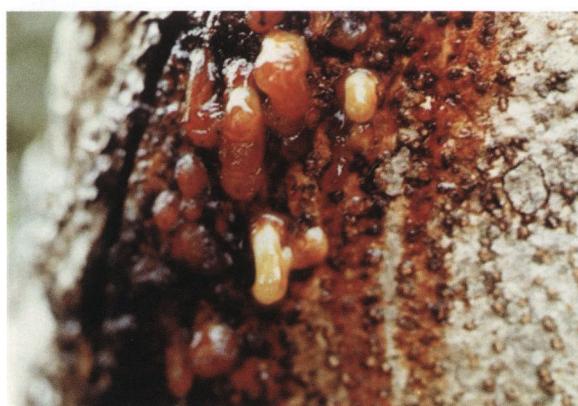
写真⑩ 採取したカクレミノ樹脂



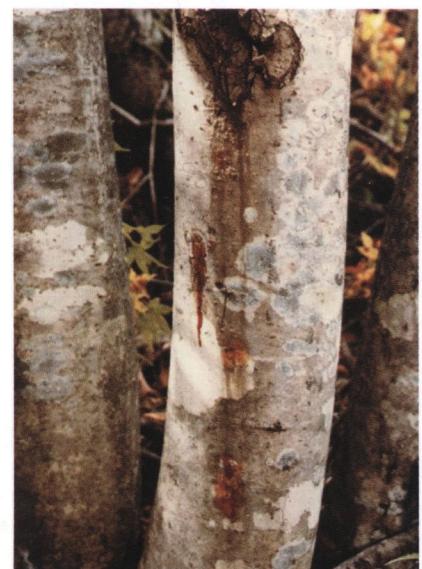
写真⑨ 塗布したコシアブラ残滓（拡大）



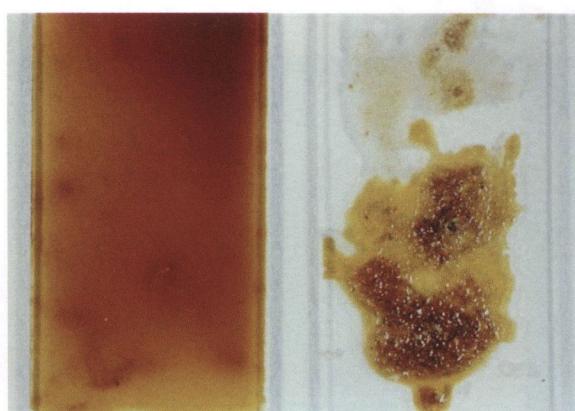
写真⑧ カクレミノ樹脂（精製）



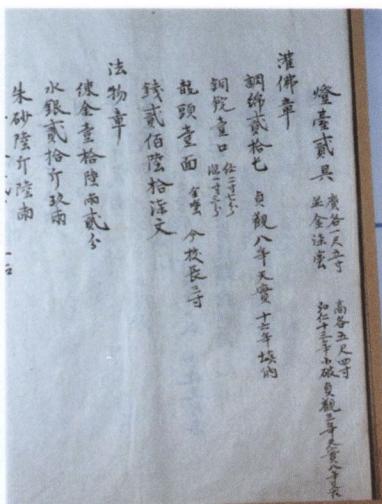
写真⑫ 渗出の例（カクレミノ）



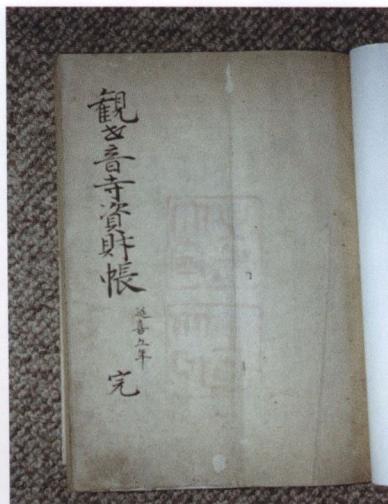
写真⑪ 渗出の例（コシアブラ）



写真⑬ 試験板に塗布したもの（右：コシアブラ 左：カクレミノ）



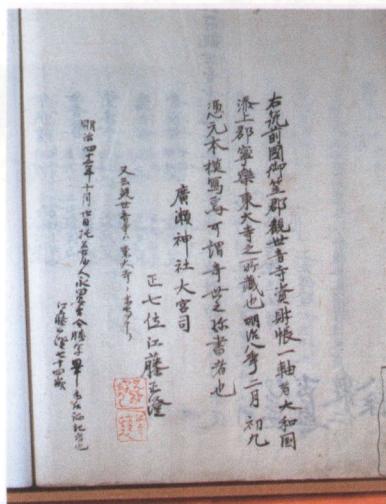
### 写真③ 欠落部分の例（一例）



写真② 観世音寺資財帳（江藤正澄  
写本）の表紙 福岡太宰府  
市観世音寺所蔵



写真① 『延喜五年觀世音寺資財帳  
(上,中,下)』(国宝) 東京芸術大学所蔵



写真⑤ 写本（江藤正澄写し）明治  
四十二年十月  
現観世音寺所蔵



写真④ 観世音寺資財帳（写本の外  
装表紙）



写真⑦ 採取したコシアブラ樹脂

写真⑥ コシアブラ樹脂（精製）

〔付録 參考史料一覽〕

史料一覽

壱領 无膊覆行膝 用緋四尺七寸 糸二斤十四兩 布九尺五寸  
鹿皮一張 綿十三兩 馬皮長二尺一寸 広二尺  
造箭參伯拾壹具料絲式斤壹拾兩 具別半分

一 天平六年（七三四）『正倉院文書』「造仏所作物帳」

木綿肆拾捌斤（四十八斤）

竹帙肆拾枚（四十枚）

経軸肆筒（四百二箇）

経紙陸仟捌佰玖拾玖帳（六千八百九十九帳）

雜紙肆仟捌佰陸拾玖帳（四千八百六十九帳）

筆壹伯陸拾捌箇（百六十八箇）

墨壹伯陸拾貳挺（百六十二挺）

膠壹拾伍斤壹両參分（十五斤一両三分）

漆壹斛陸斗肆升壹合（二石六斗四升壹合）

金漆壹合（一合）

胡麻油陸斗貳升陸合（六斗二升六合）

『大日本古文書』第一卷所收

二 天正九年（七三七）『正倉院文書』「但馬國正稅帳」

金漆塗挂甲壹拾參領

武領 各用緋八尺八寸 糸四斤十一兩 鹿皮三張

各用緋一丈四尺六寸 級十三兩

參領 各用緋七尺六寸 糸三斤十四

布一丈三尺五寸 級十三兩

參領 各用緋八尺 糸三斤九兩 布一丈二尺

鹿皮三張 級十三兩

參領 各用緋四尺七寸 糸二斤十三兩 鹿皮一張

布一丈一尺五寸 級十三兩

壹領 用緋四尺八寸 糸三斤六兩 鹿皮二張 布九尺

七寸 縹十三兩 馬皮長二尺六寸 広一尺八寸

三 天平宝字元年（七五七）九月二十六日『正倉院文書』「奉寫經所解」

奉寫經所解 申請應繪軸用度事

合軸一千枚 八百枚未繪  
之中二百枚繪畢

應用紫土二斤 小

金漆二台 阿膠三斤 小

畫師三人 漆工一人 莩生一人

惣單捌拾式人

五十四人畫師 人別繪軸十五枚

八人漆工 人別塗軸一百枚

廿人瑩生 人別瑩軸瑩枚

淨衣五具

三具畫師三人料 一具漆工一人料

一具瑩生一人料末

以前、應繪軸用度之雜物、顯注如件、謹解

請胡麻油一斗四升七合二勺

経師裝潢单七百三十六人料 人別二勺二升燈堂料

『大日本古文書』第四卷所收

四 天平勝寶八年（七五六）『東大寺獻物帳』「國家珍寶帳」

『大日本古文書』第四卷所收

黑柿把刀子六之中五者金銅口 一者銀口 黑柿把錯

一 金漆銅口 紫檀把錯 一 金銅口 黑柿把□

一 金漆銅口 紫檀把鑽 一 金銅口

二 陽寶劍一口

陰寶劍一口

並刃長二尺六寸九分 鋒者偏刃 各銘寶劍字 紫檀把頭鮫

皮裏把 眼並鞘口帶 執及鞘尾把押縫 皆用純金莊但帶執

鞘尾以金漆塗金上 紫組懸……

三 銀莊鉢作大刀一口

上、刃長二尺六寸二分 金漆塗刃 鋒者兩刀……

四 金銅莊唐様大刀一口

刃長二尺六寸 鋒者兩刀 鮫皮裏把 金作山形葛形裁文

但鞘尾及約以金漆塗……

五 金漆銅作大刀一口

刃長二尺二寸六分 鋒者偏刃……

六 金銅莊劍一口

刃長二尺八寸二分 兩刃刃中兩溝 銀線纏把 但頭及帶執

鞘尾並以金漆……

七 金銅作大刀一口

刃長二尺三寸八分 鋒者偏刃 銀線纏把 但頭及帶執鞘尾

並以金漆……

八 金漆銅作大刀一口

刃長三尺二寸二分 鋒者偏刃 銀纏漆把 金漆塗 銅作山

形……

九 銀銅作大刀一口

刃長二尺五寸二分 鋒者偏刃 牟久木地 眼及目約把下約

並用銅金漆塗……

十 銀銅作大刀一口

刃長二尺一寸六分 鋒者偏刃 有二溝 牟久木把 眼及目約把下約鞘尾並用銅以金漆塗……

十一 銅漆作大刀一口

刃長二尺六寸三分 鋒者偏刃 鮫皮裏把 銀目 但以金漆

塗把 洗皮懸 洗皮帶執 黑紫綾帶……

十二 銅金漆作大刀一口

刃長二尺六寸一分……

十三 銅金漆作大刀一口

刃長二尺三寸七分……

十四 金漆銀銅作大刀一口

刃長二尺六寸七分 鋒者偏刃 黑柿把 銀眼及約 餘並用

銅 以金漆塗

十五 金漆銅作大刀一口

刃長二尺二分六分……

十六 金漆銅作大刀一口

刃長二尺三寸七分……

十七 金漆銅作大刀一口

刃長二尺四寸三分……

十八 金漆銅作大刀一口

刃長二尺三寸一分……

十九 金漆銅作大刀

刃長二尺一寸六分……

二十 金漆銅作大刀一口

刃長二尺一寸六分……

二十一 金漆銅作大刀一口

刃長二尺一寸八分……

二十二 金漆銅作大刀一口

刃長二尺一寸八分……

二十三 金漆作大刀一口

刃長二尺一寸七分……



六 『西大寺資財流記帳』卷 第一

惣四卷

樂器衣服第六

大唐樂器一具（筆、琴柱等二十七品の内）

革帶。卅六条。金泥並金漆裏浅。

革帶。卅六条。金泥並金漆裏浅。

『西大寺資財流記帳』卷第一所収

『大日本佛教全書』第八卷（寺誌部三）所収

『西大寺資財流記帳』卷第一所収

水精誦珠式貫  
納漆塗華營一合

螺鈿花鏡壳面

徑一尺三寸

着觀世音菩薩宝蓋

燈台式具。廣各一尺五寸。高各五尺四寸

弘仁十三年 小破

漆塗蓋架十枚

漆塗櫃 長三尺二寸  
貞觀三年 小破  
廣二寸七分

香水漆壺式合並大同四年大破

漆塗櫃 長三尺二寸  
貞觀三年 小破  
廣二寸七分

漆塗蓋架十枚

七 弘仁十一年（八一九）『弘仁式』主税

・造革短甲冑一具料 中略 懸緒料

鹿革五張。漆四升。紋綿二兩。商布一尺。中略

・造二大刀一口。長二尺。料 中略 膠一両。

漆一合。中略

・造弓一張。料。漆二勺。中略

・造征箭五十双鏃料。鐵五斤七両。金漆五撮。漆三勺。糸二分。

・造胡籜一口料。黑葛一斤。漆三勺。糸一分。緒鹿革一条。長四尺。廣五寸。

・造二大刀一口。長二尺。料 中略 膠一両。

漆一合。中略

・造弓一張。料。漆二勺。中略

・造征箭五十双鏃料。鐵五斤七両。金漆五撮。漆三勺。糸二分。

・造胡籜一口料。黑葛一斤。漆三勺。糸一分。緒鹿革一条。長四尺。廣五寸。

・造二大刀一口。長二尺。料 中略 膠一両。

漆一合。中略

・造弓一張。料。漆二勺。中略

・造征箭五十双鏃料。鐵五斤七両。金漆五撮。漆三勺。糸二分。

・造胡籜一口料。黑葛一斤。漆三勺。糸一分。緒鹿革一条。長四尺。廣五寸。

・造二大刀一口。長二尺。料 中略 膠一両。

漆一合。中略

・造弓一張。料。漆二勺。中略

九 延喜五年（九〇五）筑前国觀世音寺資財帳

『國史大系』所収

十一 『延喜式』卷一 神祇一 四時祭上

神祇廿二種

八 天長十年（八三三）『令義解』卷三 賦役令

・前文略。其調副物。謂。比唯為正丁。及次丁中男也。不 正丁

一人。紫三両。

紅三両。中略 黃蘖七斤。黑葛六斤。木賊六両。

胡麻油七勺。荏油一合。曼椒油一合。猪脂三合。腦中髓也。一

合五勺。漆三勺。

金漆三勺。中略

風神祭二座

龍田社。七

月准レ比

・繩二疋。糸四絹。中略 鉄六斤十両。鞍二具。

多多利一枚。

麻筍一合。加世比一枚。並金漆。漆一升。金漆一升。黃

藥三斤五両。

茜十六斤九両。省略

この資財帳記載ものは前代の物が多いやうである。寺創立以来のものであらう。

社団法人日本漆工會會報連載「漆と工芸」『平安時代の漆及び塗漆法』所収【私註】この執筆者が取り上げた項目（金漆）の出拠は何処なのか。興味深い。

金銅多多利二基。高各一尺一寸六分。土居径三寸六分。省略。梓アツ

蘭帖笠百三十蓋。黒漆鞍十具。鐵鎧二十雙。

弓廿四枚。

長各七尺以上八尺以下。塗。征箭一千四百九十双。長二尺三寸。鐵長二寸五分。

赤漆。附纏縲組。

分。以鳥羽作之。鐵。

塗金漆。筥塗朱沙。

又箭七百六十八双。斧。箭以鷺羽作之。以雜丹。

漆書之。略。

#### 十四『延喜式』卷二十四 主計上 中男作物

凡中男一人輪作物。飛驛。陸奥。出羽。壱岐。

絹三尺七寸五分。

紙四十張。

中略。海老一升。金漆各一合五勺。胡麻油七合。

麻子。荏。曼椒油各五合。

飛驛。陸奥。出羽。壱岐。

絹三尺七寸五分。

紙四十張。

#### 十五『延喜式』卷二十四 主計上 行程上四日。 美濃國 下二日。

調白絹十疋。綠帛二十疋。中略。唐。韓櫃

三十四合。塗漆著。

鎌五合。

九合。白木。自余輸米。

中男作物。紙。金漆。胡麻油。荏油。煮鹽年魚鮓。年魚。鯉。

鮓。

#### 十三『延喜式』卷二十三 民部下

##### 交易雜物

美濃國 絹二百疋。胡麻子四石。荏子十二石。鹿革三十張。

油二石。白絹十二疋。樽二合。隔二三年一進。金漆二斗一。

越前國 絹二百六十二疋。履料牛皮六張。漆一石五斗。

曝黑葛三十斤。絹一百六十二疋。履料牛皮二張。

加賀國 絹口石五斗。荏油二石。樽二合。

越中國 絹百疋。商布一千三百段。履料牛皮四張。曝黑葛二十斤。編筥三百十九合。織筥二十八合。漆一石三斗。

越後國 商布一千疋。漆五斗。櫈子四合。履料牛皮八枚。

白絹十疋。鹿革二十張。苦二十五枚。菅圓座四十枚。

櫈子四合。鹿子皮十五張。金漆一斗五升。

讚岐國 醬大豆四十二石。隔二三年一進。二醬大豆五石。大豆十八石一。

絹四千疋。履料牛皮二十四張。狸皮十張。銀三百兩。

金漆五缶。朱沙一千兩。茜二千斤。紫草五千六百斤。

猪膏二石。雜油三十石。檳榔馬糞六十頭。同麪糞百二十領。

#### 十一『延喜式』卷二十六 主稅上

##### 戎具料度

造革短甲冑一具料。鐵大二斤。漆四升。

造太刀一口。長二尺四寸。料。漆一合。

造弓一張。料。漆二勺。

造征箭五十隻。鐵一料。金漆五撮。漆三勺。糸一分。

造胡籜一口。黑葛一斤。漆三勺。糸一分。緒料鹿革一条。

長四尺。廣五寸。

大唐皇。銀大五百両。水織絨。美濃絨各三百足。細絨。黃絨各三百足。絲五百百縄。

細屯綿一千屯。別送綵帛二百疋。疊綿二百帖。屯綿三百屯。紵布三十端。望施布一百端。木綿一百帖。出火水精十顆。瑪瑙十顆。出火鉄十具。海榴油六斗。甘葛汁六斗。金漆四斗。

征箭五十隻。初漆并乾一日。中漆一日。

ナカヌリ

花漆一日。漆本三遍。每遍乾一日。

漆レ本三遍。每遍乾一日。

金漆箭鏃乾一日。

烏裝橫刀一口。元漆三遍。每遍塗乾一日。中漆一遍。

鹿錯。精錯并塗

漆二日。搓線并纏柄中漆一日。柄鞘花漆一遍一日。著

鉸具及柄一日。

## 十八『延喜式』卷四十九 兵庫寮

御弓

凡御弓一張。以寮庫弓充之。脩造功五人。

箭四具。中略

凡御弓一張。以寮庫弓充之。脩造功五人。

箭四具。中略

二分。熟銅三分。已上麻伎鐵料。漆一合九勺二撮。鞘箭并

金漆一合。塗箭料。用寮家物。漆一合九勺二撮。鞘箭并

生糸小二兩一分。纏箭縫。生絨五寸。中略

塗金漆櫃二合。納弓箭料。漆塗案二脚。安弓箭

略

大祓橫刀

凡二季大祓橫刀八口。金裝二口。鳥裝六口。基料鐵二十四斤。口別三斤。

熟銅四斤。練金一分。

銀一両。水銀一両。鹿革八條。各長三尺五寸。廣四寸。生糸小十五兩。

纏柄。生絨一尺五寸。

漆八合。膠四両。已上鞘料。猪膏五合。染刀。胡麻油一合。

洗刷料。生絨一尺五寸。

漆

朱漆

金漆樹 楊氏漢語抄云金漆樹

許師阿夫  
良能紀

倭名類聚抄 源順編所收

大嘗会

凡二季大嘗会新造神楯四枚。中略。漆二合。

燒塗料。梓弓一張。長七尺六寸。塗漆三遍。

楓拓檀准比。漆二合。

## 十二 寛和二年（九八六）

太上法皇御受戒記

円融院

法皇又持衣鉢。鐵鉢口徑七寸。

奉令御行。

起御座給。教授立御前

## 十一 承平年間（九三一～九三八）

和名（卷十五）十四

金漆

開元式云台州有金漆樹

金漆和名古

漆

野王案曰漆

音七字  
流之  
木汁可以塗物也

朱漆

荊州記云金銀朱漆之器

『延喜式』（延喜五年（九〇五）  
『國史大系』卷二十六 所收

……略……

申時還御於書御座。始供威儀師御斎。

始用御鉢銀。鉢塗金漆。僧正。

權大僧都元杲。……

『続々群書類從』、『東大寺要錄』卷第九 筒井英俊編所收

明之後帰參内、宿仕、夜半許金漆被進、則依仰所奉賀茂社也、  
（註）『史料通覽』「中右記二」

天永二年（一一一二）

《二十九日巳未 太宰府、金漆を貢す》

十三

『太宰府天滿宮史料』

永長元年（一〇九六）

《四月九日戊辰 太宰府 金漆解文を上る》

〔後に条師通記〕嘉保三年四月九日戊辰、晴、帰二条、藏人仲正  
参申出、太宰府、金漆解文覽之、返給、見了參内候宿、廿一日庚  
辰、晴、……黃金定、中宮大夫新忠不參之由、差外記伝左  
府、命云、示延引之由、且、被問上達部可止進也……

承徳二年（一〇九八）

《七月六日壬子 太宰府の運上なきにより加茂下社神殿料金漆闕  
愈す》

〔中右記〕承徳二年七月六日壬子 所勞之後初出仕、從去月六日勞痊也。命  
云、來九日賀茂

下御社遷宮也、……但神殿之料

金漆先例從藏人所下給云々、而近日太宰府不運上間、金漆事及闕  
愈、可奏事由者……

……中略……命云、早可奏件

文三通、日時勘文一 通入管先申 參二条□付宗仲内賢、其次申金漆事、仰云、

奏事由可申院、近日在院云々、則參内奏聞日時勘文、次申金漆事、  
可申院者、及深更宿仕

……（註）『史料通覽』「中右記二」

七日 従内参院、付長実朝臣申金漆事、仰云、件物雖作、於今者  
不從神事之身也、可有憚否条末思得、只可隨敕定由可奏聞……中

略……殿上地下管絃之輩七八許輩參集、予執拍子歌催馬樂、徵  
不從神事之身也、可有憚否条末思得、只可隨敕定由可奏聞……中

十六 唐 貞元十七年（八〇二）

食貨六 賦稅下 大唐

安康郡

貢鐵金五兩 乾漆六斤 杜仲二十斤 椒目十斤 黃藥六斤 枳實  
六斤 枳殼十四斤 茶芽一斤 椒子一石 雷丸五兩 今金州

五五

(140)

十四 対馬之下（下県郡）

〔朝野郡載三卷 大江匡房朝臣

對馬貢銀記〕に「島中ノ珍貨先溢三白銀

鉛錫真珠金漆之類長為朝貢其採銀之地為令難多年宰溝中漸  
深、……」

『太宰府管内志』上、中、下 下の下 対馬之下所収

十五 『群書類從』卷 第五百（雜部五十五）

對馬嶋者、在「本朝之西極」。屬「太宰府」。孤立海中。四面絕  
壁。其名兼見於隨唐史籍。……中略……欽明天皇之  
代。仏法始渡「吾土」。比嶋有一比尼以「吳音」伝上之。因茲日域經  
輪皆用「比音」。故謂之對馬音。全無「田畠」。只耕「自由」。或  
置「諸祖稅」。比嶋以「大豆」為「正稅」。嶋中珍貨充溢。白銀鉛  
錫真珠金漆之類長為「朝貢」。其採銀之地極為「險難」。多年穿曠中  
漸深。自口入底「三許里」。日月之光下得照之。

『群書類從』卷第五百（雜部五十五）所収

『太宰府天滿宮史料』卷六 所収  
『史料通覽』「中右記二」所収  
藏人 太宰府金漆持來之由來示、

禮陽郡 貢柑子四百顆 捉子七百顆 亀子綾十疋 恒山一斤 五八箇四領

蜀漆一斤 今禮州

臨海郡 貢鮫魚皮百張 乾薑百斤 乳柑六千顆 金漆五升三合 今台州

『通典』卷六 食貨六 所收

『通典』全三百卷 唐の杜佑の撰

十七 明 万曆二十四年（一五九六）『本草綱目』李時珍編著

木之二 漆（本經上品）

〈集解〉

〔別錄曰〕乾漆生漢中山谷。夏至後採乾之

〔弘景曰〕今梁州漆最甚、益州亦有。広州漆性急易燥。其諸處漆桶中自然乾者、狀如蜂房孔孔隔者為佳。

〔時珍曰〕漆樹人多種之、春分前移栽易成、有利。其身如柿、其葉如椿。以金州者為佳、故世稱金漆。人多以物亂之試訣有云、微扇光鏡如、懸系急似鉤。撼成琥珀色、打著有浮喰、今広浙中出一種漆樹、似小櫻而大。六月取汁漆物、黃沵如金、即唐書所謂黃漆者也。入藥仍當用黑漆。廣南漆作飴糖氣、沾沾無力。

『古今圖書集成』博物彙編（草木典）第二百五十七卷目録 漆部  
彙考所収

『本草綱目』第三冊 人民衛生出版社所収  
『植物名実圖考長編』卷十九 木類 吳其濬（一八四八年清  
代）所収

十八 寛永二年（一六一五）

黃漆 一名金漆

即黃漆也 鮮明光滑為 楷光亦好 其帶紅者美 帶青者惡。  
色如「蒸粟」為佳。帶紅者用「鷄冠雄黃」如好。帶青者用「薑黃」故不可。

『繡飾錄』（坤集）質色第三 黃成大成著（揚明清仲註）所収

十九 中華人民共和国十（一九五八）

金漆 漆之產於陝西省。為最上品。性質功用。與乾漆同。

黃漆 漆之產於浙江省等。漆物色黃如金者。性質功用。與乾漆同。

『中国医学大辞典』四冊所収

二十 武德四年（六二二）

台州臨海郡上本海州武德四年以「永嘉郡之臨海置土貢金漆乳柑乾薑甲香蛟革飛生鳥戶八万三千八百六十八口四十八万九千一十五縣五臨海 望武德四年折置章 安縣八年省有鉄

二十一 昭和三十一年（一九五六）

『漢書』「輿服志」佩刀、乘輿黃金通身貂、錯半鮫魚鱗、金漆錯雌黃宣。

『宋史』「地理志」台州貢「甲香金漆錯魚內」。

『元史』「禮樂志」次四隊男子一人冠「金漆弁冠」服「緋袒塗金革」熱笏。

笏。

『大漢和辭典』諸橋轍次「金漆」（一）一部所収

## Look for old documents about "KIN-SHITU"

MASUDA Masahiro

Of course only ,as for three Tokyo National University of Fine Arts and Music possession "Engi era 5 Kanzeon-ji Temple inventories of a temple",it is known to a study of Chikushi Kanzenon-ji Temple for the original of an inventory of a temple for a study of ancient history about Dazaifu widely to be a valuable document.

A thing with an omission part of 19 lines equal to a department was claiified after the first book to this"inventory of a temple".

The writer confirms the fact that a letter of "KIN-SHITU" to take away to by this report on the omission part is mentioned in.

A this report sentence takes up "KIN-SHITU" mentioned in Shoso-in magistrate in charge of managing the shogunate's private property "Todai-di Temple list of articles for presentation",each "Engi era type"volume, "Temma,Dazaifu shrine historical materials",other documents by this Tokyo National University of Fine Arts and Music possession "inventory of a temple" and tries consideration to elucidate it on earth what this "KIN-SHITU"seen with "URUSHI=a lacquer tree" is.

Firstly

- 1 About one Kanzeon-ji Temple inventory of a temple
- 2 The original and a manuscript of "Kanzeon-ji Temple inventories of a temple"
- 3 About a scatter part and "KIN-SHITU"
- 4 About interpretation of "KIN-SHITU"
- 5 Replacing with suggestion (an end)
- 6 explanatory note and references
- 7 Others